

第8回米子市国民健康保険運営協議会

諮問に関する説明資料

【 諮問 】

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額については、42万円を上限とする。

出産育児一時金を引き上げる等により、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、国の平成21年度予算において、「国保安心出産育児支援補助金」が創設されました。

これに伴い、健康保険法施行令等が改正されるため、出産育児一時金の額を次のとおり引き上げることに
ついて、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で、改定しようとするものです。

1 諮問内容

(1)平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額
を次のとおり引き上げる。

現行 35万円 → 改定後 39万円 (4万円の引上げ)

ただし、国民健康保険条例施行規則第10条の2に基づく出産(産科医療補償制度に加入している医療機
関等で、医学的管理のもとで在胎週数第22週以降出産(死産を含む。流産、人工妊娠中絶は含まない。)し
た場合)であると認められる場合は、これに3万円を加算する。

現行 38万円 → 改定後 42万円

(2)施行日 平成21年10月1日

※出産者が、出産費用を準備する負担を緩和するため、分娩機関への直接支払が開始され
ます。

分娩機関が、出産費用の明細を添えて医療保険者に請求し、医療保険者は原則として、
国保連合会など審査支払機関に支払業務を委託する。

2 財源

(1)平成21年度当初予算 70,300千円(185件)

財源	一般会計繰入金	70,300千円×2/3=46,867千円
	保険料	70,300千円×1/3=23,433千円

(2)4万円増額に伴う平成21年度歳出見込み

4月～9月 38万円×90件=34,200千円

10月～3月 42万円×95件=39,900千円

合計 74,100千円

差引 70,300千円－74,100千円 = △ 3,800千円…12月補正で対応予定。

↓

①国庫補助	3/6	…	1,900千円
(国保安心出産育児支援補助金)			
②一般会計繰入金	2/6	…	1,266千円
③保険料	1/6	…	634千円

在胎週数		H21. 1. 1	H21.10.1	H23. 4. 1	
0					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	出産育児一時金の支給対象 (85日以上)		 35万円 (流産・中絶含む)	 39万円 (流産・中絶含む)	 ?万円 (流産・中絶含む)
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22	産科医療補償制度対象 分べん 保険料3万円納付		 38万円 (死産含む)	 42万円 (死産含む)	 ?万円 (死産含む)
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					

出産育児一時金 医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要(案)

